



パンェブール(松江市)



vol.01

経営者の子育て経験生かし 育児を後押しする職場づくり



子育てしやすい柔軟な働き方ができる事業所を増やすために「時間単位の年次有給休暇制度」や「育児短時間勤務制度」(3歳以上)を本年度導入し、一定の利用実績で奨励金を支給しています(詳細は下欄参照)。



社員全員で、売れ行きや客の声、気づいたことなど何でも書き込めるノートを共有し意見を交換。「ため込まずに伝える」ための工夫のひとつだ

元祖ヨーグルトパンや季節商品を含め、年間を通じて100種類を超えるパンが並び(有)パンェブール(松江市石橋町、桑原裕紀代表)。時間単位の年次有給休暇制度と育児短時間勤務制度の両方を導入し、パート・アルバイト含む社員19人のうち4人が制度を利用する。

就業規則の見直しを検討していたところ、社員の一人が奨励金に関する新聞記事を持参。桑原代表自身、休暇取得を奨励する空気があった前職で子どもとの時間をしっかりと持つことができ、充実感を得た経験があった。同店でも社員の働き方には個々の事情を優先してきたが、これをきっかけに昨夏規則を整え、柔軟な働き方を改めて後押しした。



2制度の活用で育児時間を確保する伊藤さん。スマホには発表会やイベント、部活などで活躍する子どもたちの写真がふれる

現在6歳、10歳、12歳の子どもを育てている伊藤牧子さんは、両制度を活用する一人。仕込みのため早朝4時に出勤、子どもの朝食に合わせて2時間の休憩を挟んで午後3〜4時まで働く。以前は深夜3時から早朝まで同店で働き、昼からの副業で夜遅く帰宅することもあったが、急な事情に寄り添ってくれる同店一本に任せて6年が経つ。

「学校から帰る時間にお母さんが家にいるのがうれしい、という子どもたちにも励まされます。今の働き方が私の正解」。商品開発や店舗運営に至るまで、社員らの声が活かされる同店。桑原代表は「人材を一番大事にしていきたい」と話す。職場の風通しはすこぶる良好だ。

「就業規則」を見直して、仕事と子育てを両立しながら働き続けることができる職場環境づくりを進めませんか。

子育てしやすい職場づくり奨励金

子育てしやすい柔軟な働き方ができる職場環境づくりに取り組む、中小・小規模事業者等に奨励金を支給します

令和3年3月31日までに制度を導入、
令和4年3月31日までの申請について

奨励金

20万円 上限額
[1制度導入] 40万円

※令和3年4月1日以降に制度を導入した場合は、
10万円/1制度(上限20万円)となります。

支給要件

常勤労働者数50人未満の
島根県内の事業所(本店、営業所等)

次のア・イの制度を令和2年度内に導入し、令和2年度内または令和3年度内に一定の利用実績があること

ア 時間単位の年次有給休暇制度

(対象) 18歳までの子どもがいる労働者
(性別は問いません)

イ 育児短時間勤務制度(3歳未満を除く)

【代替制度:フレックスタイム制度、始業終業時刻の繰上げ繰下げ】
(対象) 小学6年生以下の子どものいる労働者
(性別は問いません)

出産後職場復帰奨励金

出産後の復職に取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

令和2年4月1日以降に産前休業を開始した場合、新制度が適用されます

労働者数に応じて

奨励金 10万円・20万円

令和2年3月31日までに産前休業を開始した場合、旧制度が適用されます

休業期間に応じて

奨励金 10万円・20万円・40万円

対象事業者 島根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です)

詳しくは最寄りの商工会議所または商工会へ、お気軽にお問い合わせください

または 松江商工会議所
TEL 0852-25-2556

島根県商工会連合会本所
TEL 0852-21-0651

島根県商工会連合会石見事務所
TEL 0855-22-3590

詳細は島根県
女性活躍推進課の
ホームページを
ご覧ください。

